

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
【会社名】	株式会社メディビックグループ
【英訳名】	MediBic Group
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 康弘
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町27番2号
【電話番号】	03(6415)4031
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 門井 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町27番2号
【電話番号】	03(6415)4031
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 門井 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第 2 四半期 連結累計期間	第12期 第 2 四半期 連結累計期間	第11期 第 2 四半期 連結会計期間	第12期 第 2 四半期 連結会計期間	第11期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	135,583	99,065	45,611	70,204	214,758
経常損失 (千円)	136,587	127,801	60,184	72,581	257,300
四半期(当期)純損失 (千円)	148,901	104,141	58,421	57,213	263,295
純資産額 (千円)	—	—	281,129	284,286	255,229
総資産額 (千円)	—	—	368,043	347,541	334,165
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,512円34銭	1,345円26銭	1,290円48銭
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	838円42銭	521円61銭	326円49銭	284円25銭	1,465円68銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	73.8	78.7	73.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	25,785	56,133	—	—	101,150
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,884	22,568	—	—	36,745
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	32,354	103,672	—	—	119,197
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	36,676	154,115	86,511
従業員数 (名)	—	—	17	17	18

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	17(0)
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の()は外書きで、契約社員・派遣社員などの臨時従業員の当第2四半期連結会計期間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	3(0)
---------	------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の()は外書きで、契約社員・派遣社員などの臨時従業員の当第2四半期会計期間における平均雇用人員であります。

第 2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの営業活動は、主に顧客のバイオマーカー探索を支援するソリューションの提供及びテーラーメイド健康管理支援を目的とした事業から構成されており、一般的な意味での生産を行っていないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当社グループにおける受注残高は、単価の大きい個々の契約の受注の動向によって大きく変動する傾向にあり、将来の一定期間の業績を合理的に予測するための指標として必ずしも適切でないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当第 2 四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
バイオマーカー創薬支援事業	20,739	—
テーラーメイド健康管理支援事業	2,666	—
投資・投資育成事業	46,798	—
合計	70,204	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第 2 四半期連結会計期間		当第 2 四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
PAL, Inc.	—	—	30,474	43.4
TineaPharmaceuticals, Inc.	—	—	16,324	23.2
株式会社総合臨床サイエンス	25,120	55.1	12,071	17.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当社グループは、営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローにおきまして前連結会計年度まで継続してマイナスを計上しており、当第 2 四半期連結会計期間におきましても営業損失70,329千円、経常損失72,581千円、四半期純損失57,213千円、営業キャッシュ・フロー 12,154千円を計上するに至っており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第 2 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、好調なアジア経済の下支えにより、企業業績、設備投資の回復、個人消費の持ち直しなど、景気は緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、経済活動の先行きは不透明感を増すばかりとなりました。

当社を取り巻く環境におきましても、その影響は少なからず出ているものの、当社の経営理念である「個人に合わせたテーラーメイド医療」への製薬企業、アカデミック・研究機関の取り組みは確実に増加傾向にあり、当社が提供するサービスソリューションに対する各種要望や引き合いは堅調に推移いたしました。こうしたなか、当社グループでは、既存顧客に対するサービスフォロー、新規顧客の獲得に加え、個人向けテーラーメイド健康管理サービスである「おくすり体質検査」の販売・事業化を積極的に行ってまいりました。

以上によりまして、当第2四半期連結会計期間における連結業績、セグメント別概況につきましては以下のとおりとなりました。

	実績(千円)	対前年同期増減(千円)
売上高	70,204	24,592 増
営業損失	70,329	10,875 増
経常損失	72,581	12,396 増
四半期純損失	57,213	1,208 減

< バイオマーカー創薬支援事業 >

当事業におきましては、P G × 試験支援サービスの主体となる検体バンキングサービス、臨床試験サポート、検体管理システム販売並びにRNA増幅試薬の販売を、国内外の製薬メーカー、アカデミック・研究機関を中心に精力的に行ってまいりました。

以上によりまして、バイオマーカー創薬支援事業の売上高は20,739千円、セグメント損失は5,914千円となりました。

< テーラーメイド健康管理支援事業 >

当事業におきましては、P G × 事業や『DNAプライベートバンク』サービスにおけるノウハウを活用した個人向け健康管理支援サービスとして、『おくすり体質検査』サービスの技術開発及び販売スキームの検討、提携クリニックを通じた販売のほか、医療従事者向けセミナーでの直接販売、調剤薬局での販売などを行ってまいりました。

以上によりまして、テーラーメイド健康管理支援事業の売上高は2,666千円、セグメント損失は8,065千円となりました。

< 創薬事業 >

当事業におきまして、Eleison Pharmaceuticals, Inc.（エリソン社：米国）とともに抗ガン剤 Glufosfamide（グルフォスファミド）の共同開発に取り組んでおります。グルフォスファミドはがん細胞に吸収されやすいその特異性と副作用を抑える仕組みをもつ第3世代アルキル化剤として、その開発に大きな期待が寄せられています。既に米国におきましては、これまで行われた治験の結果から複数のがんの種類においてその有効性が認められると評価されています。エリソン社は第Ⅲ相臨床試験に関するSpecial Protocol Assessment（SPA）を米国食品医薬品局に提出、本年5月には世界的開発業務支援機関であるPharm-Olam International Ltd.をCROに選定し、正に本試験開始の準備を整えました。この試験では化学療法治療の後すい臓がんが再発した患者を対象に、2nd-Line標準薬としての有効性評価が検証されることとなります。又、欧州では、欧州医薬品庁において行われたオーファンド

ラッグ（希少疾病用医薬品）審査で、グルフォスファミドがすい臓がんに対する治療薬として非常に有望な薬剤であるとの見解を採択し、欧州委員会に対してオーファンドラッグ指定を推奨する旨の公表がなされ、本年4月には、正式にオーファンドラッグとして認定を受けました。これにより、EU圏における10年間の独占販売権がエリソン社に与えられると同時に、プロトコルサポートやインセンティブとして開発援助金を受けるなど優遇措置が講じられることとなりました。

当社グループといたしましては、グルフォスファミド開発に関し、引き続き中国を含めたアジア諸国の製薬メーカー等に共同開発あるいはライセンスアウト等の交渉を行ってまいります。

以上によりまして、創薬事業の売上高の計上はありません。

< 投資・投資育成事業 >

当事業におきましては、保有する営業投資有価証券の売却を進めたことにより、非上場の外国株式1銘柄を売却いたしました。

以上によりまして、投資・投資育成事業の売上高は46,798千円、セグメント損失は22,236千円となりました。

< その他 >

当第2四半期連結累計期間におきましては、当社子会社メディビック社が保有する投資有価証券売却益9,276千円、過年度損益修正益1,690千円、投資損失引当金戻入額13,224千円を特別利益として計上しております。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は347,541千円となり、前連結会計年度末に比べ13,375千円増加いたしました。主な要因としては、現金及び預金の増加67,603千円、売掛金の減少6,337千円、営業投資有価証券の減少48,974千円、投資損失引当金の減少13,224千円、投資有価証券の減少10,238千円によるものであります。

負債は63,255千円であり、前連結会計年度末に比べ15,681千円減少いたしました。主な要因は、未払費用の減少5,785千円、前受金の減少6,044千円によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ29,056千円増加し、284,286千円となりました。これは新株予約権の行使に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ53,876千円ずつ増加したこと、四半期純損失104,141千円の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ7,652千円増加し154,115千円となりました。当第2四半期連結会計期間の概況は次の通りです。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

営業活動によるキャッシュ・フローは12,154千円の支出となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失56,702千円及び投資損失引当金の減少13,224千円、営業投資有価証券の減少68,816千円によるものであります。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資活動によるキャッシュ・フローは1,849千円の収入となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入2,653千円によるものであります。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

財務活動によるキャッシュ・フローは20,631千円の収入となりました。これは新株予約権の行使による収入20,341千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対策。

当社グループにおきましては、継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象を解消するため、安定した財政基盤の確立に向けて「事業収益の拡大」及び「資産のキャッシュ化」を経営の柱として取り組んでおります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は180千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000
計	700,000

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年 6 月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 8 月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	203,442	203,442	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	203,442	203,442	—	—

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年 8 月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年 8 月27日取締役会決議)

	第2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	1,677個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,677株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成16年 9 月 2 日から 平成24年 9 月 1 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年 4 月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年 6 月 2 日をもって 1 株を 3 株に分割いたしました。平成16年 5 月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 8 月20日をもって 1 株を 2 株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成14年 8 月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年11月 5 日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	184個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	184株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成16年11月 6 日から 平成24年 9 月 1 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年 4 月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年 6 月 2 日をもって 1 株を 3 株に分割いたしました。平成16年 5 月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 8 月20日をもって 1 株を 2 株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成14年 8 月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年12月26日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	990個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	990株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成16年12月27日から 平成24年 9 月 1 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年 4 月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年 6 月 2 日をもって 1 株を 3 株に分割いたしました。平成16年 5 月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 8 月20日をもって 1 株を 2 株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成14年 8 月21日臨時株主総会決議に基づく平成15年 4 月15日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	1,240個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,240株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月15日から 平成24年 9 月 1 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年 4 月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年 6 月 2 日をもって 1 株を 3 株に分割いたしました。平成16年 5 月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 8 月20日をもって 1 株を 2 株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行または処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成16年 3 月30日第 4 回定時株主総会決議に基づく平成16年 5 月13日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	512個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	512株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり260,200円
新株予約権の行使期間	平成18年 4 月 1 日から 平成26年 3 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 260,200円 資本組入額 130,100円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成16年 5 月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 8 月20日をもって 1 株を 2 株に分割いたしました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乘じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成16年 3 月30日第 4 回定時株主総会決議に基づく平成16年11月12日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	170個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	170株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり145,898円
新株予約権の行使期間	平成18年 4 月 1 日から 平成26年 3 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 145,898円 資本組入額 72,949円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成17年 3月30日第 5 回定時株主総会決議に基づく平成17年 7月 6 日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6月30日)
新株予約権の数	470個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	470株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり104,000円
新株予約権の行使期間	平成19年 4月 1日から 平成27年 3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 104,000円 資本組入額 52,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成17年3月30日第5回定時株主総会決議に基づく平成18年1月4日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	624個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	624株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり94,000円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 94,000円 資本組入額 47,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成18年3月30日第6回定時株主総会決議に基づく平成18年4月26日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	1,920個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,920株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり78,999円
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 78,999円 資本組入額 39,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額なるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)平成18年12月期からの当社連結純利益(税引前)の累積が1,194,671千円以上であることを要する。

(エ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

平成18年施行新会社法の規定に基づく新株予約権

(平成19年12月12日取締役会決議により平成19年12月27日発行 第3回)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	6個 (注) 1
新株予約のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり9,851円
新株予約権の行使期間	平成19年12月28日から 平成24年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(千円)	-

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株とする。(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。)

- 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。なお、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合、

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行なわない。

本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、

調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転

換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社法第2条第28号に定められた新設分割、会社法第2条第29号に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号ないし第 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 発行価格 1株当たり9,851円

資本組入額 1株当たり4,926円

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要しないものとする。ただし、本新株予約権の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ報告するものとする。

(平成20年 3 月27日第 8 回定時株主総会決議に基づく平成20年 3 月27日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数	1,680個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,680株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり9,588円
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日から 平成25年 3 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 9,588円 資本組入額 4,794円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整はその時点で新株予約権者が権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われるものとし、調整の結果 1 株未満の株式が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。これらの端数処理については、その後に生じた株式数の調整時点に基づく調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

当社は、() 当社が合併を行う場合に存続会社または新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、() 当社が会社分割を行う場合に分割によって設立された会社または分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、() その他新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときにおいて調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式数を適切に調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

(イ) 時価を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分が行われる場合 (新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く) は、次の算式により行使価額を調整します。調整により生じる 1 円未満の端数は、切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア) 新株予約権者は、権利行使の際に、当社の取締役、監査役、役員に準ずる者の地位にあること、あるいは当社の従業員または当社の関係会社の取締役もしくは従業員に準ずる者の地位にあることを要する。

(イ) 新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ) 上記のほか、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当において定める。

(平成22年10月14日取締役会決議により平成22年11月1日発行 第4回)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	31個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,100株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり8,325円
新株予約権の行使期間	平成22年11月1日から 平成24年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	(注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式26,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、8,325円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記第1に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

a 本項第1号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を

請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

c 本項第 号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

d 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第 号bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

a 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

c 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

a 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

c 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(平成23年4月26日取締役会決議により平成23年5月11日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	5,000個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり6,550円
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3, 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権の数

5,000個

2. 新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、330円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式

当社普通株式5,000株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

又、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。又、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、(1)に定める本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金6,550円とする。

なお、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

又、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株あたり払込金額

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{ 株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成25年4月1日から平成28年3月31日（但し、平成28年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期の有価証券報告書のいずれかに記載された連結損益計算書において、営業損失が1億円未満となった場合、若しくは営業利益を計上した場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

4. 新株予約権の割当日

平成23年5月11日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 新株予約権者が新株予約権の割当後、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当社は発行価額にて新株予約権を取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は本新株予約権の全部を発行価額にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成23年5月11日
- 9. 申込期日
平成23年5月11日
- 10. 新株予約権の割当を受ける者及び数
当社及び当子会社の取締役、監査役、従業員26名に対し5,000個
なお、上記対象となる者の人数及び割当個数は、発行の上限数を示したものであり、申込状況により減少することがあります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	2,400	203,442	10,023	2,176,357	10,023	2,709,554

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社りく・マネジメント・ パートナーズ	東京都港区北青山2丁目12番31号	62,000	30.48
橋本 康弘	大阪府東大阪市	16,325	8.02
合同会社サンビズ	東京都港区南青山5丁目6番6号	7,500	3.69
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都港区赤坂2丁目17番22号	5,923	2.91
泉 辰男	北海道室蘭市	2,800	1.38
藤井 衛	兵庫県尼崎市	1,690	0.83
竹野 健一	神奈川県高座郡	1,586	0.78
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	1,492	0.73
小餅 良介	東京都品川区	1,137	0.56
中島 信男	大分県宇佐市	1,012	0.50
計	—	101,465	49.87

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年 6 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 203,442	203,442	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	203,442	—	—
総株主の議決権	—	203,442	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が34株(議決権34個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高(円)	9,930	9,360	8,450	7,160	7,960	10,550
最低(円)	8,220	7,750	5,240	6,320	6,790	7,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	鈴木 保	平成23年 3 月31日

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	154,115	86,511
受取手形及び売掛金	8,881	15,219
営業投資有価証券	154,685	203,659
投資損失引当金	34,377	47,602
商品及び製品	815	1,372
仕掛品	29,086	28,349
その他	22,599	24,177
貸倒引当金	17,091	17,091
流動資産合計	318,714	294,597
固定資産		
有形固定資産		
その他（純額）	3,349	4,397
有形固定資産合計	¹ 3,349	¹ 4,397
無形固定資産		
その他	1,121	144
無形固定資産合計	1,121	144
投資その他の資産		
投資有価証券	0	10,238
出資金	12,253	14,060
敷金及び保証金	12,102	10,728
その他	1,166	2,304
貸倒引当金	1,166	2,304
投資その他の資産合計	24,356	35,027
固定資産合計	28,827	39,568
資産合計	347,541	334,165

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	522	1,819
未払費用	8,165	13,951
未払法人税等	6,329	7,304
前受金	44,612	50,657
その他	2,191	3,319
流動負債合計	61,821	77,051
固定負債		
受注損失引当金	1,433	1,884
固定負債合計	1,433	1,884
負債合計	63,255	78,936
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,176,357	2,122,480
資本剰余金	2,709,554	2,655,677
利益剰余金	4,570,885	4,466,743
株主資本合計	315,026	311,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41,345	65,523
評価・換算差額等合計	41,345	65,523
新株予約権	10,077	8,827
少数株主持分	527	510
純資産合計	284,286	255,229
負債純資産合計	347,541	334,165

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	135,583	99,065
売上原価	127,587	95,145
売上総利益	7,996	3,919
販売費及び一般管理費	¹ 142,390	¹ 124,255
営業損失()	134,394	120,335
営業外収益		
受取利息	40	174
貸倒引当金戻入額	-	1,138
その他	262	899
営業外収益合計	303	2,211
営業外費用		
支払手数料	-	5,369
為替差損	-	2,503
賃借料	1,596	-
その他	899	1,804
営業外費用合計	2,496	9,677
経常損失()	136,587	127,801
特別利益		
投資損失引当金戻入額	2,160	13,224
新株予約権戻入益	1,128	38
投資有価証券売却益	-	9,276
受注損失引当金戻入額	-	451
過年度損益修正益	-	1,690
特別利益合計	3,288	24,682
特別損失		
固定資産廃棄損	165	-
本社移転費用	9,010	-
投資有価証券売却損	5,447	-
特別損失合計	14,623	-
税金等調整前四半期純損失()	147,921	103,119
法人税、住民税及び事業税	1,022	1,022
法人税等合計	1,022	1,022
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	104,142
少数株主損失()	42	0
四半期純損失()	148,901	104,141

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	45,611	70,204
売上原価	44,482	81,853
売上総利益	1,129	11,649
販売費及び一般管理費	¹ 60,584	¹ 58,680
営業損失（ ）	59,454	70,329
営業外収益		
受取利息	15	157
貸倒引当金戻入額	-	569
その他	63	532
営業外収益合計	78	1,260
営業外費用		
支払手数料	-	999
為替差損	-	2,503
その他	808	9
営業外費用合計	808	3,511
経常損失（ ）	60,184	72,581
特別利益		
投資損失引当金戻入額	2,160	13,224
新株予約権戻入益	116	-
投資有価証券売却益	-	2,653
特別利益合計	2,276	15,878
特別損失		
固定資産廃棄損	23	-
特別損失合計	23	-
税金等調整前四半期純損失（ ）	57,931	56,702
法人税、住民税及び事業税	511	511
法人税等合計	511	511
少数株主損益調整前四半期純損失（ ）	-	57,213
少数株主損失（ ）	21	0
四半期純損失（ ）	58,421	57,213

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失（ ）	147,921	103,119
減価償却費	162	1,137
貸倒引当金の増減額（ は減少）	-	1,138
投資損失引当金の増減額（ は減少）	2,160	13,224
受注損失引当金の増減額（ は減少）	-	451
受取利息	40	174
支払手数料	-	5,369
為替差損益（ は益）	109	2,503
投資事業組合等損益（ は益）	135	1,804
投資有価証券売却損益（ は益）	5,447	9,276
本社移転費用	9,010	-
売上債権の増減額（ は増加）	3,231	6,337
たな卸資産の増減額（ は増加）	634	180
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	84,640	68,816
仕入債務の増減額（ は減少）	1,795	1,287
その他	25,861	6,421
小計	22,685	49,305
利息及び配当金の受取額	40	174
法人税等の支払額	3,140	7,002
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,785	56,133
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	-	1,066
投資有価証券の売却による収入	3,000	23,618
株主、役員又は従業員に対する貸付による支出	10,000	-
貸付金の回収による収入	1,126	1,138
敷金及び保証金の差入による支出	3,400	1,374
敷金及び保証金の回収による収入	1,004	-
関係会社出資金の分配による収入	6,384	252
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,884	22,568
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	32,429	107,753
新株予約権の発行による収入	-	1,288
手数料の支払額	-	5,369
少数株主への配当金の支払額	74	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,354	103,672
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	2,504
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	4,661	67,603
現金及び現金同等物の期首残高	32,015	86,511
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,676	154,115

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。 なお、当社及び当社グループは、オフィスの不動産賃借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令5号）の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失（ ）」の科目を表示しております。 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」（前第2四半期連結累計期間109千円）は、営業外費用合計の20/100を超える為、当第2四半期連結累計期間においては区分掲記することとしました。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令5号）の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失（ ）」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	30,485千円	1 有形固定資産の減価償却累計額	29,437千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給与手当	36,650千円	給与手当	34,370千円
支払報酬	30,007千円		

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給与手当	17,226千円	給与手当	17,168千円
支払報酬	13,002千円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	36,676千円	現金及び預金	154,115千円
現金及び現金同等物	36,676千円	現金及び現金同等物	154,115千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	203,442

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	—

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年12月新株予約権	普通株式	6,000	1,800
	平成22年11月新株予約権	普通株式	3,100	86
	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	8,190
合計			9,100	10,077

4. 株主資本の著しい変動

当社は、ストック・オプションの一部行使による払い込みを、下記内容にて受けております。この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,176,357千円、資本剰余金が2,709,554千円となっております。

(単位：千円)

種類	権利行使者	権利行使日	資本金	資本剰余金
新株予約権	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	平成23年6月	10,023	10,023

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

	バイオマーカー創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	テーラーメイド健康管理支援事業 (千円)	投資・投資育成事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	37,706	—	4,487	3,418	—	45,611	—	45,611
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	37,706	—	4,487	3,418	—	45,611	—	45,611
営業利益又は営業損失()	1,455	201	6,801	20,550	—	26,097	33,357	59,454

(注) 1. 事業の区分は、当社ビジネス形態の特性を考慮して区分しております。

2. 各区分の事業の内容

- (1) バイオマーカー創薬支援事業 バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供するもの。受託解析サービス、データ解析サービス、研究支援プロダクトの販売、システム構築、治験コーディネートサービス、及び、PGx試験サポート業務。
- (2) 創薬事業 自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発し、付加価値を高めていくもの。
- (3) テーラーメイド健康管理支援事業 個人を対象に健康・医療市場でのサービスを提供するもの。クリニックとの提携によるDNA検査に基づく健康支援サービス、及び、健康支援プロダクト販売。
- (4) 投資・投資育成事業 ファンドの管理運営、営業有価証券売買等。
- (5) その他事業 研究者を対象とするセミナーやフォーラム等の開催等。

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)

	バイオマーカー創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	テーラーメイド健康管理支援事業 (千円)	投資・投資育成事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	79,816	—	4,487	51,279	—	135,583	—	135,583
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	79,816	—	4,487	51,279	—	135,583	—	135,583
営業利益又は営業損失()	7,917	260	12,769	46,258	—	51,370	83,023	134,394

(注) 1. 事業の区分は、当社ビジネス形態の特性を考慮して区分しております。

2. 各区分の事業の内容

- (1) バイオマーカー創薬支援事業 バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供するもの。受託解析サービス、データ解析サービス、研究支援プロダクトの販売、システム構築、治験コーディネートサービス、及び、PGx試験サポート業務。
- (2) 創薬事業 自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発し、付加価値を高めていくもの。
- (3) テーラーメイド健康管理支援事業 個人を対象に健康・医療市場でのサービスを提供するもの。クリニックとの提携によるDNA検査に基づく健康支援サービス、及び、健康支援プロダクト販売。
- (4) 投資・投資育成事業 ファンドの管理運営、営業有価証券売買等。
- (5) その他事業 研究者を対象とするセミナーやフォーラム等の開催等。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)

	アジア	計
海外売上高(千円)	44,745	44,745
連結売上高(千円)	—	135,583
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	33.0	33.0

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業区分は、ビジネス形態の特性を考慮して次のように区分しております。

< バイオマーカー創薬支援事業 >

バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供。

< 創薬事業 >

自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発。

< テーラーメイド健康管理支援事業 >

個人を対象に健康・医療市場で、DNA検査に基づく健康管理支援サービス等を提供。

< 投資・投資育成事業 >

ファンドの管理運営、営業投資有価証券の売買等。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	バイオマ ーカー創薬支 援事業	創薬事業	テーラーメ イド健康管 理支援事業	投資・投資 育成事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	47,728	—	4,300	47,036	99,065	—	99,065
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	47,728	—	4,300	47,036	99,065	—	99,065
セグメント損失()	5,779	354	17,405	22,224	45,764	74,571	120,335

(注) 1. セグメント損失の調整額 74,571千円は、各報告セグメントに配分していない当社の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	バイオマ ーカー創薬支 援事業	創薬事業	テーラーメ イド健康管 理支援事業	投資・投資 育成事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	20,739	—	2,666	46,798	70,204	—	70,204
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	20,739	—	2,666	46,798	70,204	—	70,204
セグメント損失()	5,914	309	8,065	22,236	36,526	33,803	70,329

(注) 1. セグメント損失の調整額 33,803千円は、各報告セグメントに配分していない当社の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

現金及び預金が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	154,115	154,115	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

当社及び当社グループは、オフィスの不動産賃借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1,345 円 26 銭	1,290 円 48 銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 838 円 42 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 521 円 61 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	148,901	104,141
普通株式に係る四半期純損失(千円)	148,901	104,141
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	177,598	199,656

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 326 円 49 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 284 円 25 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	58,421	57,213
普通株式に係る四半期純損失(千円)	58,421	57,213
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	178,939	201,279

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社メディビックグループ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指 定 社 員 公認会計士 神 門 剛
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 誠
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディビックグループの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディビックグループ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び純損失を計上しており、また、営業活動によるキャッシュ・フローにおいても継続してマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権の一部が権利行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月11日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 神 門 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 田 麻 利
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。